

「東京都公共工事契約関係暴力等対策措置要綱」の改正及び

「東京都不当介入通報報告取扱基準」の策定について

近年、他自治体の公共工事以外の契約において、暴力団等が介入し、資金獲得活動等を行っている実態が明らかになっていることから、今後東京都（以下「都」という。）の契約においても暴力団等が介入してくることが十分想定されます。このため、都では、暴力団等を排除するための仕組みを強化し、その資金源を遮断する必要があると考え、平成22年7月「東京都が締結する契約からの暴力団等排除に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）を発表しました。

この基本方針を着実に実施していくため、「東京都公共工事契約関係暴力等対策措置要綱」（昭和62年1月策定）を改正するとともに、「東京都不当介入通報報告取扱基準」を策定しましたので、お知らせします。

◎ 「東京都公共工事契約関係暴力等対策措置要綱」の主な改正内容について

「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」に名称を変更するとともに、これまで排除対象としてきた公共工事契約に加え、売買、貸借、請負その他の契約まで対象を拡大し、都が締結するすべての契約から暴力団等を排除していきます。

また、排除措置の対象となる者については、「暴力団等が実質的に経営を支配する者」に加えて「暴力団等と社会的に非難される密接な関係を有する者」などにその対象を拡大し、排除措置の期間については、排除を決定した日から一定期間を経過し、措置の対象となった事実が解消されたことが確認できるまでの間とするなど、的確に都の契約から暴力団等を排除します。

なお、排除措置の対象者及び警視庁から排除要請があった者については、都の契約の下請負人等からも排除することとします。

◎ 「東京都不当介入通報報告取扱基準の策定」（概要）について

都の契約の相手方が契約の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けた場合に、都及び警視庁が連携して早期に不当介入を把握し、対応することにより、都の契約の相手方を保護するとともに、適正な履行の確保に資することを目的として策定しました。

また、このような場合は、都への報告と警視庁管轄警察署への通報を都の契約の相手方に対して義務付け、正当な理由がなくこれを怠ったと認められるときは、都の契約から排除することとします。

◎ 適 用

要綱等は、平成22年11月15日（以下「施行日」という）から施行し、施行日以後入札公告等が行われる契約（公告等を行わない契約にあっては、施行日以後に締結する契約）について適用します。

【問い合わせ先】	契約関係暴力団等対策担当	03-5388-2261
〔制度関係問い合わせ先〕	財務局経理部契約調整担当	03-5388-2607

「東京都公共工事契約関係暴力等対策措置要綱」

(改正後名称：東京都契約関係暴力団等対策措置要綱)

の改正に関するQ & A

東京都公共工事契約関係暴力等対策措置要綱を改正したのはなぜですか？

東京都(公営企業局を含む。以下同じ)(以下「都」という。)では、昭和62年に「東京都公共工事契約関係暴力等対策措置要綱」を策定し、都が発注する公共工事契約から暴力団等を排除してきたところです。

しかしながら、近年、暴力団等が他自治体の公共工事以外の契約に介入し、資金獲得活動等を行っている実態が明らかになってきています。

このことから、今後は、都が締結する公共工事以外の契約においても暴力団等が介入してくる可能性を踏まえ、都の契約から暴力団等を排除する仕組みを強化し、その資金源を遮断するため、平成22年7月「東京都が締結する契約からの暴力団等排除に向けた基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

この基本方針を着実に実施していくため、公共工事契約のみを対象としていた「東京都公共工事契約関係暴力等対策措置要綱」を改正し、名称を「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」(以下「要綱」という。)に改めるとともに、公共工事以外の契約を対象とした暴力団等排除の規定を整備しました。

要綱の適用となる契約はどのようなものですか？

これまで排除対象としてきた公共工事契約に加え、測量、設計、地質調査、清掃業務及び警備業務などの委託契約、物品の売払い・買入れ、物件の借入れ、修繕の請負契約等、都が発注する全ての契約(以下「都の契約」という。)を対象とします。

排除措置の対象となるのはどのような場合ですか？

「暴力団等」とは... 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員その他計画的又は常習的に暴力、脅迫及びこれらに類する手段を用いて不法行為や要求を行う集団又は個人をいいます。

排除対象者は、以下の8種類に区分されます。

1号 暴力団等経営支配者

- ・個人若しくは法人の役員等が暴力団等である者
- ・暴力団等が実質的に経営を支配する者

2号 暴力団等雇用者

- ・暴力団等を雇用している者

3号 暴力団等資金提供者

- ・個人又は法人の役員等若しくは使用人が、暴力団等であることを知りながら暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

役員等 代表役員（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。））、一般役員（有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営参画している者をいう。

使用人 役員等以外の者をいう。

4号 暴力団等利用者

- ・個人又は法人の役員等若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等を利用するなどしていると認められる者

5号 暴力団等親交者

- ・個人又は法人の役員等若しくは使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される密接な関係を有していると認められる者

6号 その他の暴力団等関係者

- ・個人又は法人の役員等若しくは使用人が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

7号 下請負人等契約解除拒否者

- ・都の契約の相手方の下請負人等が1号に該当する者である場合において、都が当該下請負人等との契約の解除を当該都の契約の相手方に求めたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められる者

8号 不当介入通報報告義務違反者

- ・都の契約の相手方又はその下請負人等が、契約の履行に当たって不当介入を受けた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、都への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められる者

新たに排除対象とする者

排除措置の対象となるかをどう判断し、どう排除措置を決定するのですか？

排除措置の対象となるかの判断は、都と警視庁が相互の連絡協議体制を確立し、警視庁において事実を調査した上で行います。

警視庁が、排除措置の対象者であることを「認定」し、かつ、都の契約から「排除するよう要請」したことを公表した上で、都は関係部署との協議等を経て、排除措置を決定します。

排除措置の内容はどのようなものですか？

排除措置の内容は、都が行う一般競争入札、指名競争入札及び随意契約から、有資格者を将来に向かって一定期間排除するものです。

具体的な内容は、以下のとおりです。

排除措置の対象者を構成員とする建設共同企業体、事業協同組合等に対しても、排除措置を講じます。

1 一般競争入札からの排除

- (1) 一般競争入札の参加資格確認申請を受け付けません。
- (2) 一般競争入札の参加資格確認申請の受付をされた者が参加資格確認までの間に排除措置を受けたときは、一般競争入札の参加資格を認めません。
- (3) 一般競争入札の参加資格を有すると確認された者が開札までの間に排除措置を受けたときは、当該資格確認を取り消します。
- (4) 落札予定者又は低入札価格調査制度対象案件において、調査基準価格を下回る入札を行った者（当該有資格者を構成員とする建設共同企業体及び当該有資格者を構成員とする事業協同組合等も含む。）（以下「調査対象者」という。）が落札決定までの間に排除措置を受けたときは、落札者としません。
- (5) 落札決定された者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消します。

2 指名競争入札からの排除

- (1) 希望票を受け付けません。
- (2) 指名競争入札において指名しません。
- (3) 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が開札までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消します。
- (4) 落札予定者又は調査対象者が落札決定までの間に排除措置を受けたときは、落札者としません。
- (5) 落札決定された者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消します。

3 随意契約からの排除

随意契約を締結しません。

排除措置を受けた場合、既に都と契約を締結しているときは、当該契約は解除されるのですか？

排除措置は、将来に向かって都の契約から排除するもので、原則、締結済みの契約を解除はしません。

ただし、排除措置の原因となった事実が、個人若しくは法人の役員等が暴力団等である者又は暴力団等が実質的に経営を支配する者（以下「暴力団等経営支配者」という。）に該当するときは、排除措置と併せ、既に締結している都との契約の解除を行います。

排除措置を受けた場合であっても、都の契約の下請負等は可能ですか？
また、警視庁から排除要請があった者の取扱いはどうなりますか？

都の契約からの排除措置を受けた者は、都の契約の下請負人等になれません。都の契約における有資格者以外のもので、都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）についても、下請負人等にはなれません。

また、排除要請者は、都の競争入札に参加できず、随意契約の相手方にもなれません。

なお、排除措置を受けた者又は排除要請者が都の契約の下請負人等となっており、その排除措置の原因となった事実が暴力団等経営支配者に該当するときは、既に締結している都の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めます。

下請負等の契約を解除しなかった場合はどうなりますか？

暴力団等経営支配者を、都の契約の下請負人等としていたときに、都から当該下請負等の契約を解除するよう求められていたにもかかわらず、これを拒否した場合、事実関係を警視庁に照会し、正当な理由がなくこれを拒否したとの回答を受けた上で、関係部署との協議等を経て、「7号・下請負人等契約解除拒否者」に該当するものとして排除措置を決定します。

排除措置の期間はどのくらいですか？

排除措置期間については、排除措置の対象の区分に応じて、以下のとおりとします。

1号 暴力団等経営支配者

都の契約から排除することを決定した日から 2年が経過し、かつ、排除措置の原因となった事実が解消されたことが確認でき、排除措置の解除を決定した日まで

2号 暴力団等雇用人

3号 暴力団等資金提供者

4号 暴力団等利用者

5号 暴力団等親交者

6号 その他の暴力団等関係者

都の契約から排除することを決定した日から 1年が経過し、かつ、排除措置の原因となった事実が解消されたことが確認でき、排除措置の解除を決定した日まで

7号 下請負人等契約解除拒否者

8号 不当介入通報報告義務違反者

都の契約から排除することを決定した日から 1年間

なお、排除措置期間中又は排除措置解除日から3年を経過するまでの間に、再度排除措置の対象に該当することとなった者については、排除措置の期間を前記（1号から8号までに定める期間）の倍の期間とすることがあります。

排除措置を受けた者の情報は、公表されるのですか？

都は、排除措置を行ったときは、入札情報サービス等に掲載し、排除措置を受けた者の有資格者名、排除措置の理由及び排除措置の期間等を公表します。

また、都の契約における競争入札に参加する資格を有する者に関する情報については、暴力団等を排除する措置を講ずるため、警視庁等捜査機関に提供し、又は照会等に使用することがあります。

どうすれば排除措置は、解除されるのですか？

排除措置の期間が1年（排除措置の原因となった事実が、暴力団等経営支配者の場合は2年）を経過し、排除措置の原因となった事実を解消した場合は、都に対して排除措置の解除の申請をすることができます。

なお、排除措置の解除の申請に当たっては、排除措置の原因となった事実が解消された旨の報告書、将来にわたり排除措置の原因となる行為等を行うことはない旨の誓約書等を提出してもらいます。

都は、申請の内容のとおり排除措置の原因となった事実が解消されたか否かを、警視庁に照会し、解消されたことの回答を受けた上で、関係部署との協議等を経て、排除措置の解除を決定します。

なお、都は、警視庁に照会した結果、排除措置の原因となった事実が解消されていないことが判明した場合、関係部署との協議等を経て、排除措置の継続を決定します。

排除措置に対する苦情等はどこにすればよいのですか？

排除措置及び排除措置の継続に関する苦情については、財務局に対して、苦情を申し立てることができます。（別紙「排除措置」に係る苦情申立フロー参照）

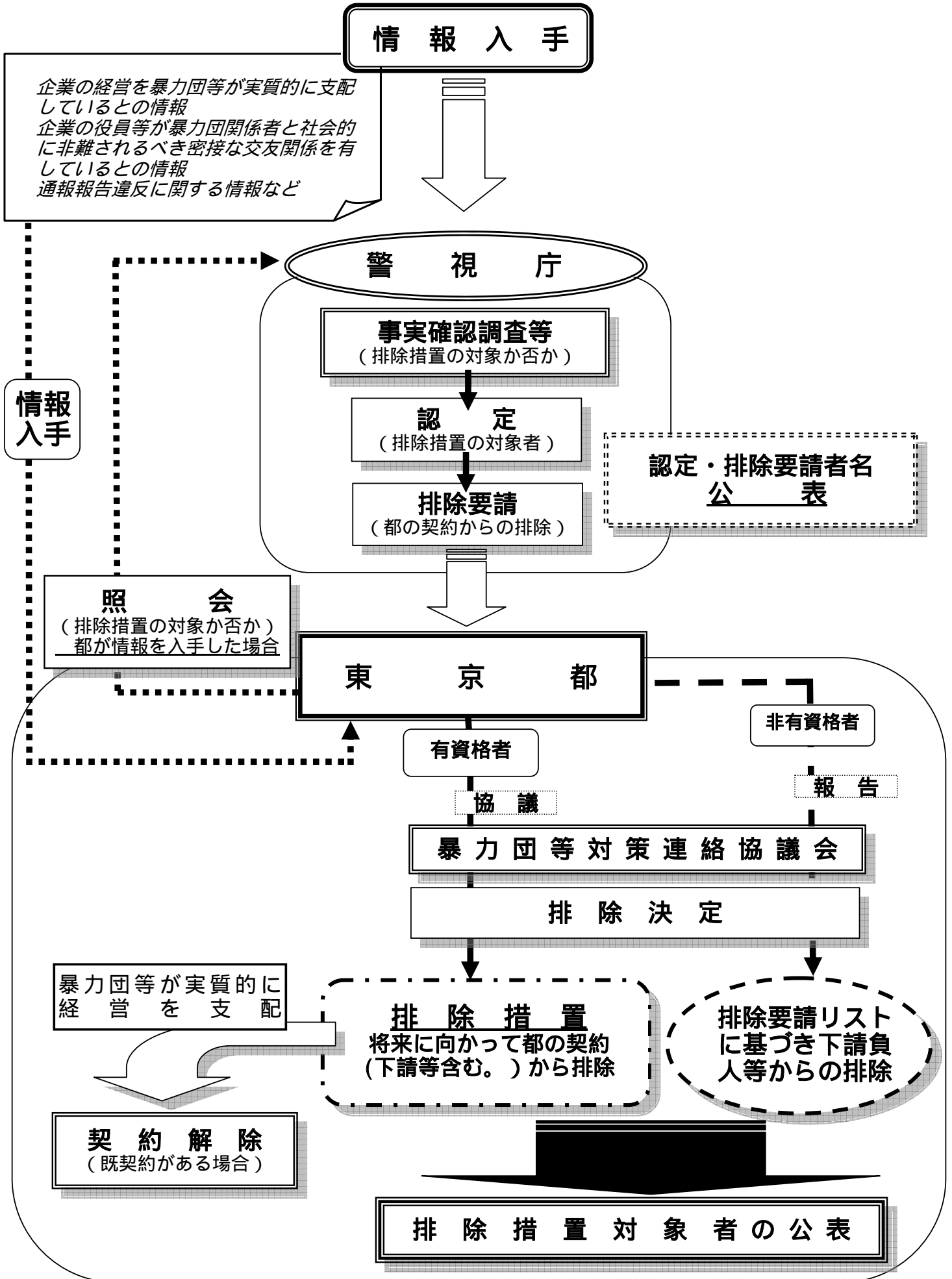
また、苦情申立てへの回答に対して苦情がある場合は、再度苦情を申し立てることができ、この申立てについて、東京都入札監視委員会に審議を依頼し、その審議を踏まえ回答することとなります。

なお、排除措置の原因となった事実の認定、照会に対する回答、通報及び都への排除要請に関する苦情については、警視庁に対して、苦情を申し立てることができます。

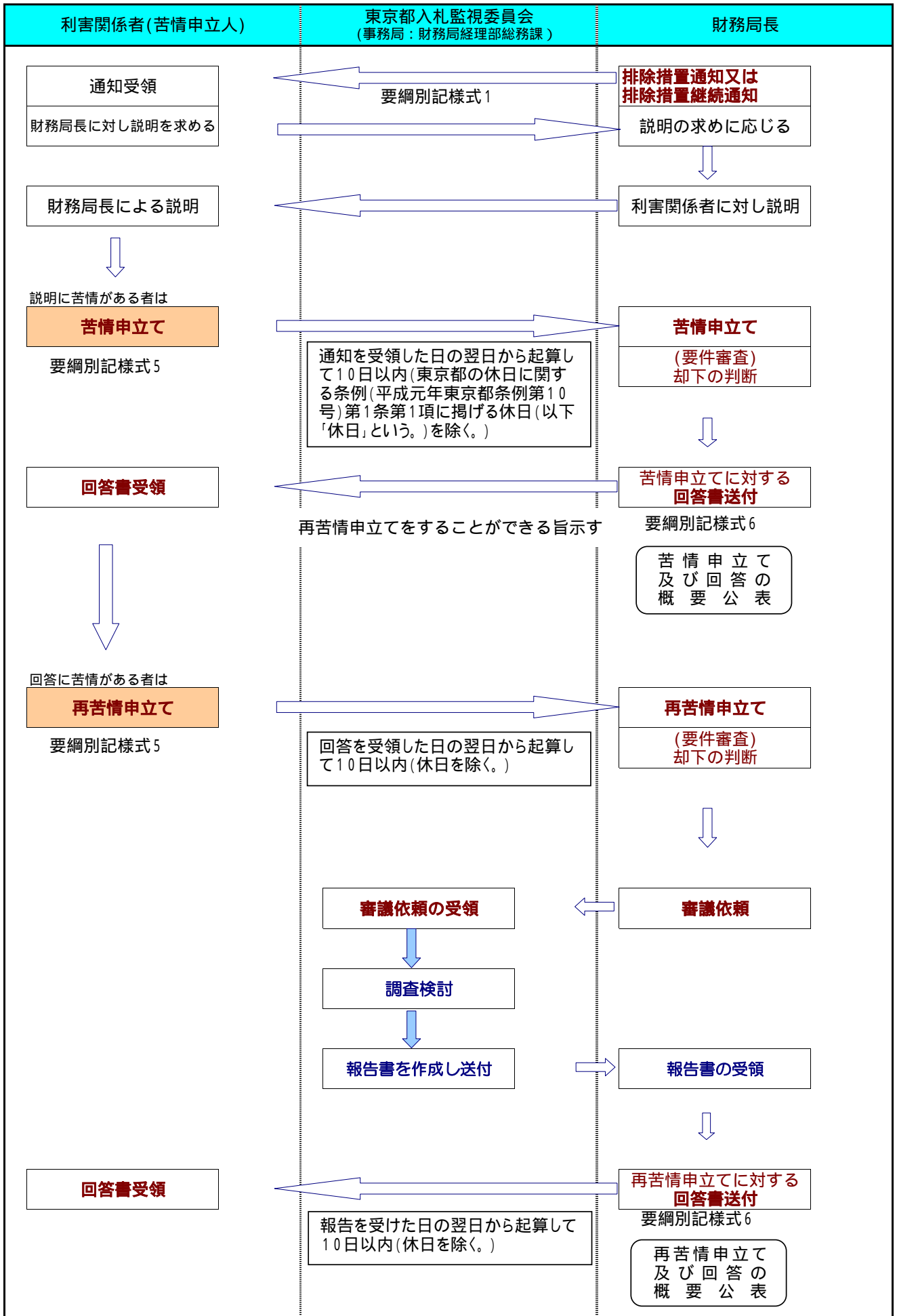
要綱の施行はいつからですか？

要綱は、平成22年11月15日から施行し、この要綱の施行の日以後に公告等が行われる契約（公告等を行わない契約にあっては、同日以後に締結する契約）について適用します。

暴力団等排除措置事務処理イメージ図



「排除措置」に係る苦情申立フロー



要綱（東京都契約関係暴力団等対策措置要綱）による

「東京都不当介入通報報告取扱基準」に関するQ & A

東京都不当介入通報報告取扱基準を策定したのはなぜですか？

取扱基準は、東京都（以下「都」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約の相手方（以下「都の契約の相手方」という。）が、暴力団等から不当介入を受けた場合に、都及び警視庁が連携して早期に不当介入を把握し、対応することにより都の契約の相手方を保護し、適正な履行の確保に資することを目的として、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第11条の規定に基づき策定しました。

不当介入とはどのようなものですか？

契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない暴力団等からの不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる妨害を受けることといいます。

不当介入の事例は次のとおりです。

- 書籍・物品等の購入、機関誌（紙）の購読等の強要
- 作業員の安全管理関係、資材の現場保管状況、警備員の交通規制関係等の現場管理上の問題に起因した言いがかり
- 挨拶料、迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄附金、賛助金等の名目による金銭の不当な支払い要求
- 労働者雇用や特定業者の下請工事参入等の強要
- 特定資材の納入受入れや自動販売機設置等の強要
- その他不当、違法な要求

不当介入通報報告とは何ですか？

都の契約の相手方となったときは、契約の履行に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）**都への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力が義務付けられる**ものです。

不当介入を受けた場合、どうすればよいのですか？

暴力団等から不当介入を受けた場合は、不当介入通報・報告書（別記様式A）により、遅滞なく監督員その他の関係者への報告及び警視庁管轄警察署への通報をするとともに、捜査上必要な協力をしなければなりません。

また、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく都の契約の相手方に対して報告するよう、下請負人等に指導してください。

なお、不当介入に当たるか否か判断することが困難な場合は、速やかに警視庁管轄警察署又は公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等に相談してください。

名 称 公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター
場 所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-5
東京都産業労働局神田庁舎(神田運転免許更新センター) 6階
連絡先 フリーダイヤル : 0120-893-240
TEL : 03-3291-8930
FAX : 03-5282-3724

契約関係暴力団等対策担当(青少年・治安対策本部、財務局 (併任:警視庁))

連絡先 直通 : 03-5388-2261 (都庁内線 21-767)

不当介入通報報告義務を怠った場合、ペナルティはありますか？

暴力団等から不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく都への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったことが判明したときは、都の契約から排除する措置を講じます。

取扱基準の施行はいつからですか？

取扱基準は、平成22年11月15日から施行し、この取扱基準の施行の日以後に公告等が行われる契約（公告等を行わない契約にあっては、同日以後に締結する契約）について適用します。

(東京都側の契約者名) 殿
(管轄警察署長) 殿

(届出者の住所・商号等)

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

担当者 / 連絡先 _____

不 当 介 入 通 報 ・ 報 告 書

1. 対象契約

契 約 件 名	
履 行 場 所 等	
履 行 期 間 等	
契 約 年 月 日	

2. 不当介入の内容等

発 生 日 時	
氏 名 ・ 人 数	
住 所	
所 属 団 体 等 名	
不 当 介 入 の 内 容 ・ 手 段 等	電話・面談(場所) その他 ()
対 応 者 及 び 対 応 の 内 容	

3. 通報報告の状況

警 察 署 へ の 通 報 ・ 東 京 都 へ の 報 告	通 報 先 警 察 署 名 : 警 察 署 課
	通 報 日 時 :
	報 告 先 部 署 名 (東 京 都) : 局 部 (所) 課
	報 告 日 時 :